1　申込から入園までの流れ

1　入園の申込ができる方

保育園は、保護者等が働いているなどの理由で、保育が必要な子どもたちのためにあります。毎日一定の時間、家庭の保護者に代わって保育するところで、子どもたちの生活の場でもあります。**「集団生活を経験させたい」「幼児教育の場として利用したい」等という理由だけでは対象になりません。**

▼保育園へ入園できる基準（保育の必要性の事由）

保育園へ入園できる子どもは、両親のいずれも次の基準（１）から（８）までのいずれかの事情にある場合です。

（１）保護者が仕事をしている場合（※週３日かつ週12時間以上）
（２）離別、死亡、行方不明などの理由により保護者がいない場合
（３）保護者が出産、病気又は心身に障がいがある場合
（４）保護者が親族の看護又は介護にあたる場合（※週３日かつ週12時間以上）
（５）災害の復旧にあたっている場合
（６）児童が虐待を受けている又は再び受ける可能性がある場合
（７）保護者が求職活動・就学をしている場合（※就学は週３日かつ週12時間以上）
（８）その他の理由で保育にあたれない常態にある場合

▼育児休業取得中の方

申込み児童や、兄弟姉妹の育児休業取得中は復職することを条件に申込みが可能です。
復職する月からの入園対象ですが、月の初日に復職する場合はその前月からの入園対象です。

必要な要件
①申請時の就労証明書で上記の条件どおり復職予定と確認できること。
　または、育児休業期間を短縮できる旨が記載されていること。
②入園後に、復職したことがわかる復職証明書を提出すること。
　入園後に弟妹の育児休業を取得される場合は、P.20をご覧ください。

～例～
４月１日からの入園
→５月１日までに復職が必要

５月１日からの入園
→６月１日までに復職が必要

※１日が日曜・祝日等で勤務先が休業日であっても、復職日を繰り下げることはできません。

▼クラス年齢について

令和９年度のクラス年齢は、令和９年４月１日時点の年齢により決まります。年度途中で誕生日を迎えてもクラスは変わりません。

令和８年度	
クラス年齢	**生年月日**
0歳児	R7.4.2～
１歳児	R6.4.2～R7.4.1
２歳児	R5.4.2～R6.4.1
３歳児	R4.4.2～R5.4.1
４歳児	R3.4.2～R4.4.1
５歳児	R2.4.2～R3.4.1

令和９年度	
クラス年齢	**生年月日**
0歳児	R8.4.2～
１歳児	R7.4.2～R8.4.1
２歳児	R6.4.2～R7.4.1
３歳児	R5.4.2～R6.4.1
４歳児	R4.4.2～R5.4.1
５歳児	R3.4.2～R4.4.1

(!) 令和8年4月2日～令和9年4月1日生まれは令和9年度も0歳児クラスです。

2 申込方法

下記に従って申込み手続きを行ってください。

狛江市内にお住まいの方

狛江市民として申込みを行い内定した方で、入所日の前日までに転出された（狛江市民でなくなった）場合、内定を取り消します。

市内の施設に申込みですか？

はい

市内の施設の申込み

- 表紙に記載のとおり、申込受付期間内にお申込みください。
- 受付締切日以降に出産予定で、生後57日目からの保育を希望する方も同じ受付期間です。

いいえ

入園希望日の前日までに狛江市から転出予定はありますか？

はい

入所希望日の前日までに相手自治体（※）へ転入予定の方

- 相手自治体（※）の指示に従い申込みを行ってください。
- 狛江市を経由しての申込みを指定された場合は、申込期日の１週間前には、相手自治体（※）が指定する書類を狛江市へご提出ください。

いいえ

狛江市から転出予定がない、または入所希望日以降に相手自治体（※）へ転入予定の方

- 狛江市から相手自治体（※）に対し申込みを行います。
- 相手自治体（※）が定める申込期日の１週間前には、相手自治体（※）が指定する書類を狛江市へご提出ください。

※「相手自治体」とは、申込み希望保育施設の所在する自治体を表します。「相手自治体」へ、「必要な書類」「提出期限」「申込方法」を確認してください。

狛江市外にお住まいの方

入園希望日の前日までに狛江市へ転入予定はありますか？

はい

入所希望日の前日までに狛江市へ転入予定の方

- 「狛江市内にお住まいの方」の内、「市内の施設の申込み」と同じようにお申込みください。
- 狛江市へ転入後すみやかに狛江市役所３階の児童育成課へお越しいただき、「令和９年度用保育所等入園申込記載事項変更届」により、住所の変更を届け出てください。
- 入所日の前日までに転入ができなかった場合、内定を取り消します。
- 申込書（A面-①）の申込児の状況において、「認可保育所に通所」にご記入がある方は、現在お住いの自治体へ在籍確認を行う場合がございます。

いいえ

狛江市へ転入予定がない、または入所希望日以降に狛江市へ転入予定の方

- 狛江市が指定する様式を、申込日現在で住民票がある自治体へご提出ください。
- 申込期間内に、住民票がある自治体から狛江市へ書類の提出が間に合うようご提出いただく必要がありますので、期間に余裕をもって書類をご用意ください。

※年齢と入園日によって入園（転園）申込みの制限があります。

区分	４月１日付け入園	５月１日付け入園以降
０～３歳児クラス	申込みできません	申込みできます
４・５歳児クラス	申込みできます	

3 申込

（１）仮申請　※４月入所のみ。全員必須。

仮申請は「仮申請番号」を取得するためのものです。次項に記載の**本申請まで完了しない場合、令和９年４月１日の入園・転園対象とはなりません。**本申請されない場合は、仮申請を行っていても未申請扱いとなります。また、仮申請をされずに申請書類を提出された場合も未申請扱いとなります。パソコンまたはスマートフォンをお持ちでない方は、ご相談ください。

【受付期間】

令和８年10月15日（木）～令和８年11月20日（金）

※以下の期間システムメンテナンス予定のためシステムの利用を停止します。
令和８年10月20日（火）22:00 ～ 令和８年10月21日（水）5:00
令和８年11月17日（火）22:00 ～ 令和８年11月18日（水）5:00

専用フォームにて「仮申請番号」を取得

1 QRコードから専用フォームへアクセスし、**仮申請を送信**

2 登録したメールアドレスに**完了メールが届く**

送信完了後、自動でメールが届きます。

3 仮申請番号を**本申請で使用**

届いたメールに記載の**「仮申請番号」を本申請の際に使用します。**

※上記のQRコードからアクセスできない場合は、以下のURLからアクセスしてください。
URL：https://logoform.jp/f/v3MDV
※URLはこまえ子育てねっとにも記載しています。

注意事項

- 送信完了後、仮申請していただいた内容を自動でメール通知します。
- 本申請の際に使用する仮申請番号を発行しますので、必ず控えてください。
- 仮申請番号はアルファベット２文字と数字８桁で構成されます。
- 仮申請番号は本申請が済むと受理番号として取り扱いますので大切に保管してください。
- 申込期限までに申込児童が出生していない場合、申込児童の氏名欄は「氏＋出産予定」と記してください。
  例「氏名：狛江　出産予定（カナ：コマエ　シュッサンヨテイ）」

仮申請番号

アルファベット2文字	数字８桁
ＡＢ	１２３４５６７８

児童ひとりにつき、１仮申請が必要です。
２人分申込む場合は、２回仮申請してください。

（２）本申請（申込）

下記、いずれかの方法によりお申込みください。
※申請書類の写しが必要な場合は、事前にご自身でコピーしてください。受付済みの書類はお返しできません。

窓口申請

窓口申請（受付）は、申込受付期間の土・日・祝日を除く、**午前８時30分から午後５時**までです。
申込の受付期間はしおりの表紙に記載しています。

郵送申請

注意事項

①必ず特定記録郵便を使用してください。
②郵送料はご自身で負担してください。
③下記の宛て先へご郵送ください。

宛先

〒201-8585
東京都狛江市和泉本町１丁目１番５号
狛江市 子ども家庭部 児童育成課
保育・幼稚園担当

４月１日入所申込

11月20日（金）の消印有効です。

５月１日入所以降申込

各月申込受付期間終了日の必着です。
申込受付期間は、表紙をご確認ください。

電子申請

４月１日入所申込みのみ

1 準備（資料を揃える）

必要書類のPDF化

あらかじめ資料をすべて用意してから入力を開始してください。
データ形式はPDFのみ可とします。

2 電子申請（LoGoフォーム）

上記のQRコードからアクセスできない場合は、以下からアクセスしてください。
https://logoform.jp/f/GdHyU

3 完了（送信して受付完了）

最終締切は、日本標準時刻
2026年11月20日（金）23時59分
までにアップロードが完了したもののみ有効。

注意事項

アクセス集中にご注意ください

申込受付期間の後半（特に締切日）は電子申請受付サイトが**混雑**し、アップロードに時間を要します。
必ず余裕を持って申請してください。

システムメンテナンス（以下の期間は利用を停止します）

令和８年10月20日（火）22:00～10月21日（水）5:00
令和８年11月17日（火）22:00～11月18日（水）5:00

各種提出書類の様式について
P.10に記載のQRからダウンロードしてご利用ください。

４月１日付け入所の本申請をした全ての方へ

受付期間内の申請内容変更について

以下は、申請内容変更の一例です。

- 希望保育園を追加・削除する
- 希望保育園の順位を変更する
- 添付資料を追加する
- 「令和９年度入所の審査に関する同意書」を取下

変更手続きは窓口のみ

保護者本人が来庁し、身分証明書をご持参ください。
※電話では受付できません。

受け付けた申込書に不備などがあった場合

不備・不足事項を記した書類を申請書に記載の住所へ送付いたします。
個別に指定した期日までに必要書類等の再提出をお願いします。
※軽微な不備の場合は、お電話で対応する場合があります。
※申込時点で狛江市外にお住まいの方で、申請時点の居住自治体を経由してお申込みの方は、原則、居住自治体を経由して不備の連絡をいたします。

受付期間終了後の申請内容変更について

- 新規入園申込の取下げ
- 転園申込の取下げ
- 希望保育園を一部削除する
- 「令和９年度入所の審査に関する同意書」の追加提出

変更手続きは窓口・一部郵送可

窓口手続き
保護者本人が来庁し、身分証明書をご持参ください。

郵送手続き
以下、２つの手続きは郵送で受付が可能です。

- 希望園の一部削除
- 「令和９年度入所の審査に関する同意書」の追加提出

＜手続きの期限＞	＜提出先＞
令和８年12月17日（木） ※郵送の場合は必着	狛江市役所３階 子ども家庭部児童育成課保育・幼稚園担当

「利用調整」に影響する以下の変更は受付期間終了後は認められません。
・希望園の追加や順番の入れ替え
・「令和９年度入所の審査に関する同意書」の取下げ

4 利用調整会議

保育所等利用調整基準指数表及び調整指数表により、申込みのあったお子さんの家庭状況等の実情を踏まえて利用調整のための指数を決定します。

その利用調整指数の高い世帯から順に調整し、希望施設に空きがあった場合に内定となります。

家庭状況等に変更があった場合は、利用調整にも影響がありますので、変更があり次第早急に、必ず届け出てください。

5 結果通知

下記のとおり、お知らせします。
市外にお住まいの方は、お住まいの自治体（申込受付をした自治体）から結果が届きます。

内定

＜新年度＞
内定通知書を発送します。
※内定となった場合は、繰り上げ利用調整の対象外となります。

＜年度途中＞
利用調整会議当日に電話連絡のうえ、内定通知書を発送します。

入園保留

- 初回のみ、保育所等入所保留通知書を発送します（以降必要な場合はご相談ください。）
- 申込書の有効期限は令和10年３月１日付け入園利用調整分までです。その間に希望施設に欠員が出た場合は、利用調整の対象となります。

※令和10年度の申込みは別途必要です。

子ども・子育て支援新制度における保育の必要性の認定・認定証の交付は内定・入所保留通知書と同時期に発送します。

6 健康診断・面接

健康診断及び面接を行い、集団保育が可能と認められたときに入園決定となります。

7 入園

入園当初は、約 7～14 日間程度の**慣らし保育期間**があります。慣らし保育は、短時間の保育生活から徐々に時間を伸ばして、お子さんが無理なく保育施設での生活に入れるようにするものです。お子さんの状況でこの期間が延びる場合があります。**復職日は、慣らし保育期間を考慮してご検討ください。**

また、施設によって各家庭で用意・持参するものがあります。

入園後に必要となる書類

（１）復職証明書・・・育児休業期間中に入園となった場合は必要です。
４月に入所内定した方には、３月頃までには用紙をお送りします。
（２）就労証明書・・・求職期間中及び就労内定期間中に入園となった場合は必要です。
（３）令和９年度市区町村民税課税証明書又は非課税証明書（※年度にご注意ください）
※令和９年１月１日時点で国外にお住まいだった方等が対象です。
※両親分必要です。令和９年７月中旬頃に提出していただく予定です。
※延長保育料免除等の算定のため、同居の祖父母の市区町村民税課税証明書が必要になる場合があります。

2　転園申込

転園を希望する方は、次項にある転園申込書を児童育成課保育・幼稚園担当に提出してください。提出書類は、次項「３　提出書類」をご確認ください。

注意事項 ⓘ

・年度途中の転園は、利用調整において、新規の方の入園が優先になります。
・**転園が内定した場合、内定の辞退はできません**ので、ご注意ください。入園されている保育施設には、その時点で次のお子さんが内定しています。
内定を辞退して元の保育施設に戻ることはできません。

3　提出書類

書類の提出に係る注意事項 ⓘ

（１）兄弟姉妹等複数人の申込を行う場合においても、証明書類等は１部のみご提出で問題ございません。
（２）締切日間近のご提出・申請の場合や、不足書類が申込受付期間内に揃わなかった場合、指数の決定及び選考に際して不利になることがあります。ご注意ください。
（３）各種証明書類の有効期限は、発行日から３か月以内です。
（４）その他、必要書類の提出を求める場合があります。

入園のしおり及び各種証明書は、こまえ子育てねっとからダウンロー ドすることができます。

QRコードが読取不能な場合は、インターネット上で「こまえ子育てねっと」と検索し、以下のとおり操作してください。
（ホーム＞キーワードから探す＞幼稚園・保育園・保育サービス＞令和９年度保育施設入園申込関連書式）

入園のしおり
各種証明書

提出書類の詳細は次ページへ続く